

教えて！ Q&A
消費生活

～身に覚えのない引落とし～



Q

通帳を記帳したら、身に覚えのない引き落としがあった。どうしたらよいか？

A

これは、犯罪者が不正入手した銀行口座情報等とキャッシュレス決済サービス（〇〇ペイ、〇〇PAY）のアカウントを連携させて預金を不正に引き出すという犯罪の可能性があります。

この犯罪は、銀行口座名義人がキャッシュレス決済サービスやインターネットバンキングを利用していなくても被害にあう可能性があります。そのため自分も被害者になっていないかどうか、随時通帳を記帳して確認しましょう。

万一、身に覚えのない引き落としがあった場合は、取引銀行または利用明細に記帳されているキャッシュレス決済サービスを提供する事業者などに申し出てください。